

令和 7 年 10 月 21 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

素材	改定履歴
ガラスびん	平成 28 年 10 月 25 日改定
PET ボトル	平成 29 年 10 月 30 日改定
紙製容器包装	平成 24 年 2 月 24 日改定
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	令和 4 年 6 月 20 日改定

令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 8 年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- ② 色ごとに 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安
① びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度
	スチール 50g	50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm 口径のプラキャップで 130 個程度
② 陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめな破片 1 個程度
③ 石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④ 無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度
⑤ 色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度
⑥ ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧ プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2,000 本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。
(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。
(注) 口部を見ると判別できます。
- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。
(例：リキュール、ブランデー等のスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)
- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。
- ⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別ができません。

2. PETボトル

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

（1）ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド*
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

（2）ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項 目			参 考
ベ ー ル 状 態	①	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	②	ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③	ベールの解体性	解体が容易であること
与 え る P E T ボ ト ル 類	④	キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤	容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥	中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦	テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧	異物の入ったPETボトル	なし
夾 雑 異 物	⑨	塩ビボトル	0.5%以下
	⑩	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪	材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫	アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬	ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭	紙製容器類	なし
	⑮	その他夾雑物	なし

3. 紙製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。

なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。

また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

(2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装及び白色トレイ

(1) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装のみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。
「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。
また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・ 安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・ 衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・ バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください）。
- ・ 収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法（mm）＊	重量（kg）	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

＊寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

＊「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

＊番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
【含めてはいけないもの】		
【異物等】 ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（※1）が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や油分等で汚れた物
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物（※2） 危険品（※3）

（※1）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

（※2）医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）等。

（※3）危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ（白色トレイのみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1, 500×1, 200	2.5～3.0	25 μ
②1, 200×1, 000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 ① 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物
② 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
③ 発泡スチロール製以外のトレイ	混入していないこと	P E、P P、P E T、非発泡P S
④ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑤ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑥ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上